

令和3年度
第2回 福島県消費生活審議会 議事録
福島県消費者教育推進地域協議会

令和3年9月13日（月）開催

福島県消費生活課

1 日 時 令和3年9月13日(月)
午後 1時30分 開会
午後 3時 5分 閉会

2 場 所 福島県消費生活センター研修室

3 出席委員 委員17名

消費生活審議会・消費者教育推進地域協議会委員名簿

	氏 名	職業・役職等	備 考
学識経験者	中 里 真	福島大学准教授	出席
	加 藤 亮	会津大学短期大学部講師	オンライン
	菅 野 昌 史	医療創生大学教授	欠席
法曹関係者	佐 藤 尚 弥	司法書士	オンライン
	磯 崎 泰 三	弁護士	オンライン
	湯 浅 亮	弁護士	オンライン
消費者団体 NPO	佐 藤 一 夫	福島県生活協同組合連合会専務理事	オンライン
	北 原 康 子	福島県消費者団体連絡協議会理事	出席
	和 田 秀 子	一般財団法人福島県婦人団体連合会理事	出席
消費者代表	永 瀬 大 紀	(公募委員)	欠席
	渡 邊 律 子	(公募委員)	出席
	高 橋 恵 子	(公募委員)	出席
事業者団体	石 本 健	福島県商工会連合会専務理事	オンライン
	伴 多恵子	株式会社ヨークベニマル 総務室統括マネージャー	欠席
	鈴 木 ハル江	J A福島女性部協議会副会長	出席
	根 本 誠三郎	福島県すし商生活衛生同業組合理事長 (福島県生活衛生同業組合連絡協議会)	オンライン
	追 分 富 子	福島商工会議所女性会連合会会長	出席
福祉関係者	佐 藤 正 紀	福島県社会福祉協議会事務局地域福祉課課長 補佐(兼)避難者生活支援・相談センター長	出席
	羽 田 トモ子	福島県民生児童委員協議会副会長	欠席
学校・教職員	鈴 木 豊	福島市立大鳥中学校長	出席
	半 谷 佳 之	福島県立川俣高等学校長	出席

4 事務局

生活環境部政策監	関根 昌典
消費生活課長	佐藤 みゆき
主幹兼副課長	清野 貴裕
主 幹	西崎 達也
主任主査	武田 真一
主任主査	岩崎 喜美子
主 査	波多野 美香
主 査	五十嵐 麻里

5 議 題

- (1) 福島県消費者基本計画の最終案について
- (2) 本県の消費者行政の概要について
- (3) 消費者教育に関する取組について

6 概 要

(開 会 午後1時30分)

清野消費生活課主幹兼副課長

定刻となりましたので、ただいまより、福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会を開会いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、消費生活課主幹兼副課長の清野と申します。よろしくお願いいたします。

本審議会は、「附属機関の設置に関する条例」に基づき設置されており、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することとなっていますので、御了解願います。

それでは、福島県生活環境部政策監の関根より御挨拶を申し上げます。

関根生活環境部政策監

令和3年度第2回福島県消費生活審議会及び福島県消費者教育推進地域協議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様方には、それぞれのお立場で消費者行政の推進に御理解、御協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

今回の会議も新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、より多くの皆様に御参加いただけるよう、前回6月に引き続き、オンラインでの参加も可能にしており、この会場と各地の委員の皆様を繋いだ形で開催させていただいたところで

さて、コロナ禍における消費生活のデジタル化の進展や自然災害の激甚化、高齢化社会の進行、来年4月1日からの成年年齢の引き下げ、地域社会の相互扶助機能の弱まり等を背景に、消費者を取り巻く環境は大きく変化しております。

消費者政策においてはこれまで、「消費者教育」と「消費者保護」という二つの側面から各種の施策が講じられてきました。

これからは、多様な人々が安全・安心な生活を送ることのできる社会にするために、多様化する消費生活にきめ細かく対応・サポートするための施策を消費者政策として積極的に導入するとともに、一人一人の消費者が自分だけでなく、周りの人々や国内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会、すなわち消費者市民社会の実現を目指していく必要があります。

さらには、消費者が「当事者」であることの自覚や行動を促していく消費者教育への取組もますます重要と考えております。

本日は、本県の消費者政策を計画的・一体的に進めるため、6月に御審議いただいた内容及びパブリックコメント等の意見を踏まえた内容を盛り込んだ「福島県消費者基本計画」の最終案のほか、本県の消費者行政の概要や、消費者教育に関する取組状況につきまして、御説明申し上げます。

委員の皆様には、県民の消費生活の安定及び向上のため、率直な御意見、御助言等を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

清野消費生活課主幹兼副課長

ここで、今年度7月1日付で福島県消費生活審議会並びに福島県消費者教育推進地域協議会委員となられました委員を御紹介いたします。

J A 福島女性部協議会副会長の 鈴木 ^{すずき} ハル江 ^え 委員

どうぞよろしく願いいたします。

本日はオンラインでも参加いただけることとなっておりますが、加藤委員、佐藤尚弥委員、磯崎委員、湯浅委員、佐藤一夫委員、石本委員、根本委員がオンラインで御参加をいただいております。オンラインで御参加の委員の皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日、所用により、菅野委員、永瀬委員、伴委員、羽田委員は欠席されております。

また、事務局職員につきましては、お手元の出席者名簿のとおりとなっております。

審議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料を御覧ください。本日6種類、お配りしております。資料は1-1「福島県消費者基本計画（概要版）」A4の1枚になります。そのあと、資料1-2「福島県消費者基本計画（最終案）」という冊子、資料1-3「市町村からの計画にかかる意見等に対する回答」A4横両面です。資料2が「消費者行政の概要」、資料3-1「消費者教育推進計画に係る主な事業実績」A4の1枚、資料3-2「消費者教育関係事業一覧」A4横となっております。皆さん、資料はよろしいでしょうか。

本日の会議は、出席者17名で委員の過半数が出席していますので、定足数に達しており、会議が成立することを御報告いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

進行につきましては、福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則第25条により、「会長は審議会の会議の議長となる。」とされておりますので、中里会長に議長をお願いします。

中里会長

前回に引き続き、議長を務めさせていただきますので、円滑な議事運営に御協力を賜りますようよろしくお願いします。

本日の議題ですが、「福島県消費者基本計画の最終案について」、「本県の消費者行政の概要について」及び「消費者教育に関する取組について」となっています。

皆様には、それぞれの立場からの御意見を頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。

はじめに、議事録署名人の指名を行います。議長からの指名で御異議ありませんか。

(委員より異議なしとの声あり)

中里会長

御異議ないと認め、高橋恵子委員、佐藤正紀委員を指名いたします。

それでは、議題(1)の「福島県消費者基本計画の最終案について」に入ります。

事務局より説明してください。

佐藤消費生活課長

(資料1-1、1-2、1-3により説明)

中里会長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑等があれば御発言願います。

(意見なし)

中里会長

今のところ特に御意見なしと認めます。

ただ、先ほど事務局からの説明がございましたとおり、資料1-2の41ページに指標がございますが、この点だけ、「家庭系食品ロス発生量」と「食品ロスについて改善すべきと考える消費者の割合」の目標値が年内に「福島県食品ロス削減推進計画」が作成された後に、具体的な数値を目標値として入れ込んで、当審議会として計画案を承認することとしたいと考えております。

今回の審議会が、この計画案についてお諮りする最後の機会ということになりますので、この目標値の部分を会長一任とすることを御了承いただきたいと思います。が、いかがでしょうか。

(委員より異議なしとの声あり)

中里会長

それでは、会長一任ということで私の方で責任を持って目標値の数字を確認させ

ていただき、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、議題（１）については以上といたしまして、続きまして、議題（２）「本県の消費者行政の概要について」及び議題（３）「消費者教育に関する取組について」を一括して審議したいと思います。事務局より説明をお願いします。

佐藤消費生活課長

（資料２、資料３－１、３－２により説明）

中里会長

では、ただいま事務局より説明いただいた内容について、質疑あるいは御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

非常に多岐にわたる分野なので、なかなか一読してすぐという訳にはいかないかもしれませんが、御関心をお持ちの部分がございましたら、御意見をいただければと思っております。オンライン参加の皆さんもいかがですか。

すぐに出ないようであれば、１点だけ私から確認させていただきます。

資料２の１８ページに消費生活相談状況のデータを掲載いただいています。

これは毎年掲載いただいているもので、私もとりわけ意識せずに見てまいったのですが、基本計画を策定する過程で、この相談状況の性別等の部分について、意見がついていたと記憶しております。

基本計画の中では、相談状況の性別等の部分は入れない形に変わったと思いますが、この単年度ごとの概要資料の今後の取扱いについて、何か検討されていることがあるかどうか、あるいは、もしまだ検討されていないということであれば、今後どうされるのかをお聞かせいただければと思います。

佐藤消費生活課長

資料２の１８ページ、相談者、当事者の性別についての御質問をいただきました。

基本計画を策定する過程においても、性別をことさらに取り上げる必要性について御意見を頂戴しまして、基本計画からは性別の統計は削除したという経過がございます。私どもの現時点の考え方としましては、基本計画については、県が取り組む方向性を示すものであり、性別を掲載するとなれば、性別を重視している姿勢の現れになってしまうと捉えております。

経年変化で見えていただきますと、相談の当事者の男女比はほぼ変わりませんので、実際に変わらないものをずっと掲載することで性別を重視した取組という捉え方につながるのは余り好ましくないという考えで削除させていただいたところがございます。

一方、概要につきましては、統計資料として、色々な角度から、どのような構成比かというものを年齢等と変わらない扱いとして掲載させていただいた方がよいという判断で、現時点では載せるという状況になっております。

中里会長

確か国民生活センター等の資料でも男女比等出ていると思いますし、かつては美顔器の問題が出たときに男女の割合がどうなのかや、給与所得者と家庭での従事者、

主婦層との間で特徴的な差があるのかということもあったので、どの年齢層に対してどのような施策を、どの性別に対してどのような施策をといるものがすごく重要だった時期があったことも、十分承知しております。

他方、多様性の社会において、いろいろ気をつけなければいけない部分も出てまいりましたので、この点、現状としては資料として載せておく必要性を感じるということは十分理解をしていますけれども、毎年度、不断の見直しをしていただきながら、県の関連部署とも相談いただき、徐々に、現在に合った資料に変えていただくようお願いさせていただきます。

私の方から計画との関係で気になった点を1点伺わせていただきました。他に何か御意見ございますでしょうか。

鈴木（豊）委員

福島市立大鳥中学校長の鈴木です。

若年者への消費者教育の充実は、これから非常に求められる視点だと思います。

県の校長会で調査をしておりますが、令和4年度からの基本計画にも関わってくださると思っており、どこでお話ししたらよいか、ずっと悩んでいたところでした。

ICTの発展に伴い、スマホ等の利用開始時期の低年齢化とインターネットトラブルの低年齢化が進行しております。

校長会の調査では、小学校の低学年からインターネットを通じて多額のお金を請求されたというトラブルが出てきております。早い段階から教育を進めていくことが、それらを防ぐことにつながるのではないかと学校側でも考えています。

他課で、もう既にやっているということでしたら大変失礼なのですが、（基本計画39ページ及び概要7ページ）若年者への消費者教育の充実のところ、中学生に対しては、中学2年生に対し、授業で使える啓発パンフレットを配布しており、今後もこれを継続するという形になってくると思います。小学生に対しては、パンフレットを配布しないで、先生に対し、チラシを年3回発行しているということが記載されていたのですが、トラブルの低年齢化という部分を踏まえ、小学生向けパンフレットを作成するというようなお考えがあるのか、学校側とすればそういう取組をぜひお願いしたいという、意見というかお願いです。よろしくお願ひいたします。

佐藤消費生活課長

御意見ありがとうございます。

出前講座も小学校でも増えてきているところであり、現場の先生方も御苦勞されているのかなと思っているところです。

パンフレットをお配りできれば一番使いやすいと思っておりますが、私どもの予算の関係もあり、消費者庁が平成21年度に出来てから11年以上経過している中で、啓発パンフレット等を使って積極的に周知していくという時期が過ぎ、従来と同様にパンフレットを作成する予算を確保することが厳しい状況になってきております。

中学生への啓発パンフレットは当課で自前で作成しており、高校生への「社会への扉」は国から配っていただいている現状であります。本当は、成年年齢に1番近いという重要度でいうと高校生へもっと力を入れられないかということはあるのですが、自前の予算では、なかなか（小学生向けも含めて）パンフレットを潤沢に作り切れていないということが今の現状であります。

小学生も、「お買物すごろく」からインターネットトラブルまで、オーダーいただく出前講座内容は多岐にわたっており、それぞれ重要なところであります。

その辺の状況も踏まえて、消費者庁や文部科学省もそうかもしれませんが、消費者教育のホームページで年代に応じた教材のデータが充実してきており、印刷しないといけないですが、活用できるものが増えていると思われれます。

小・中学校はタブレット等が高校よりも早く行き渡ってきていると伺っておりますので、そのタブレットを通して、教材のデータをネットからとれるのであれば、画面での教材活用ということも可能なのかなと、恐らくそういう方向性になっていくと思っております。

いただいた御意見については、確かにそのとおりであり、できればそのほうが望ましいというところもありますので、引き続き、予算の枠と当課が実施することを整理させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

鈴木（豊）委員

可能であるならば、小学2年生ぐらいから配布できれば、それを授業の中で活用することによって、教育が行き渡るのではないかなと、そうするとそのあとの4年間に実践が進むようになりますので、経年変化を見ながらという形でもできるかなと思って、御検討いただきたいというか、（予算上）難しいのはよく分かったのですが、意見でした。

中里会長

御意見ありがとうございました。

私の経験を披露させていただきますが、2019年に教員免許状の更新講習の担当をしたときに、多くの小学校の先生方にも参加いただきまして、その課程で私は高校の先生方をターゲットに考えていたのですが、むしろ、小学生にSNSの教育を進めるにはどうしたらよいかと、もう2年前の段階で、すごく関心を持たれていたのを思い起こしています。

確かに予算との関係で、スピーディーには難しいところがあるかもしれないのですが、現場感覚としては正に喫緊でやっていただきたい課題というところもあるのかなと思います。

県は情報をキャッチして、市町村との連携という形で現実化するという道もあるかと思っておりますので、いろいろ工夫をしながら、より広く情報共有するなど、主導的な役割を果たしていただきながら、被害防止に努めていただく施策をお願いできればと私も思っております。

そのほかに御質問等ございませんか。

細かいところでいろいろ気になるところがおありの方もいらっしゃると思いますが、消費者行政の概要でかなり丁寧に説明いただき、またこういう消費者施策を進めていくということの確認もとれましたので、各分野の専門家あるいは審議委員会委員の皆様も、ぜひ積極的に御協力いただければと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

では、議題は以上とさせていただきますと思います。事務局から何かございませんか。

佐藤消費生活課長

本日、参集されている皆様限定になってしまいますが、配付させていただいているものを御案内いたします。

一つ目は、1番小さいもので、「みんなの未来にエシカル消費」という消費者庁のパンフレットになります。

消費者庁のホームページからも、データで御覧いただけますが、エシカル消費とはどのようなものなのか、どのようなことをやっていけばよいのかという考え方や、「自分ごと」として主体的に取り組んでいこうという入門書のようなものになります。

「消費者基本計画」の中でも、最後に認証マークを掲載させていただいておりますが、エシカル消費の視点での取組、働きかけは、私どもが属している生活環境部の環境共生の視点であったり、食品ロスやごみ削減の視点であったり、色々なところと連携するものでございまして、これからの取組として入れられるところには、ぜひ入れていきたいと考えております。

非常に読みやすい冊子になっておりまして、私たちが来年度以降、取組を少しでも入れられるところから入れていきたいと思いましたので、御紹介させていただきました。

二つ目が、「ふくしまくらしの情報 秋号」で先月末に発行したのものになります。

県の消費生活課のホームページにも掲載させていただいておりますので、データでも御覧いただくことが可能です。こちらでも、エシカル消費を取り上げ、キャンペーン的に色々な方に見ていただき、まずはエシカル消費の考え方を御覧いただければと思います。

また、「福島県環境アプリ」についても2ページの下の方に載っております。環境アプリもぜひ、それぞれの所属団体でお披露目いただき、登録いただければと思っております。私も登録していますが、住所地などを入れると、今日は可燃ごみの日や不燃ごみの日とごみカレンダーが表示されたり、エコポイントがあつて、水切りをした、マイバックを持ってきたということで、地道にポイントを貯めると県産品の抽せんに応募出来ますので、ぜひ、取組に御参加いただければと思います。

併せて、「ふくしまくらしの情報」の1番最後のページにも御紹介しているのですが、「地球にやさしいふくしま県民会議」ということで、ゼロカーボン福島を目指して、今年度、新たにロゴマークとスローガンを作成したところでございます。

こちらでも県のホームページを検索いただくと、宣言の内容やスローガン、ロゴマークの使用基準等、掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

最後に、「みんなでエコチャレンジ」というカラー版のものになります。

こちらは、環境共生課が毎年夏の、特にエネルギー消費量が増える7～9月に取組を呼びかけているものです。

今ほど御案内しました県の環境アプリをダウンロードしていただきますと、アプリからエコチャレンジができるようになっております。

今までは、はがきを出さないといけなかったのですが、アプリ上でエコチャレンジができ、商品が当たるキャンペーンにも参加できるという取組になっております。

ぜひ、環境アプリを入口にして、エコチャレンジについても御協力いただければ、また、所属の団体でも御紹介いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

中里会長

以上3点、御案内いただきました。

皆様の関連団体への御案内もよろしく願いいたします。

以上で審議を終了させていただきます。各委員の皆様、円滑な御審議に御協力いただき、ありがとうございました。

清野消費生活課主幹兼副課長

皆様、長時間の御審議、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、「福島県消費者基本計画」を丁寧に御議論いただき、誠にありがとうございました。

引き続き委員の皆様方には本県の消費者行政につきまして、御意見、御提言いただければと思います。よろしく願いいたします。以上で閉会いたします。

出席の委員の皆さん、オンラインでの参加の皆さん、ありがとうございました。

(閉 会 午後3時 5分)

以上の議事の顛末を記録し、これを証するため署名捺印する。

令和 3 年 10 月 26 日
議 長

中里真



令和 3 年 10 月 22 日
署 名 委 員

高橋恵子



令和 3 年 10 月 7 日
署 名 委 員

作藤正紀



